

個人情報取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という）、個人情報保護委員会が定める規則（以下「規則」という）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（以下「個人情報法ガイドライン」という）に基づき、法人の取り扱う個人データの適正な取扱いを確保するために定めるものである。

(定義)

第2条 用語の定義は、法、番号法、政令、規則及び個人情報法ガイドラインに定めるところによる。

第2章 組織的安全管理措置

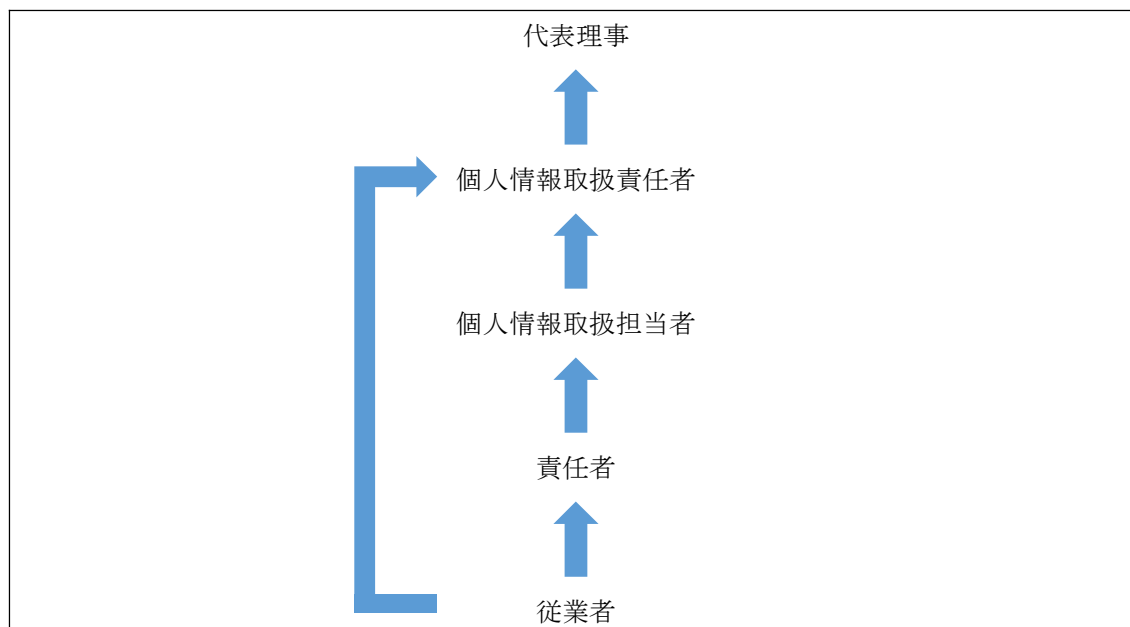
(責任者の設置)

第3条 法人は、個人データの取扱いに関する担当者（以下「個人情報取扱担当者」という）を置くこととし、代表理事の指名をもって充てる。個人情報取扱担当者が複数いる場合は、そのうち一人を責任者（以下「個人情報取扱責任者」という。）とする。

2 個人情報取扱責任者は、個人データの管理に関する事務を総括するとともに、自ら本規定に定められた事項を遵守し、かつ従業者に遵守させるために、本規定に定める措置その他必要な措置を実施する責任を負う。

(報告体制)

第4条 法人の報告体制は以下とする。



(緊急事案)

第5条 個人情報保護法、政令、規則、個人情報ガイドライン及び本規定に違反している事実又は兆候を把握した場合及び個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合を緊急事案とする。

(緊急事案発生時対応)

第6条 従業員は、緊急事案が発生した場合、第4条に定める報告体制に従って報告する。

2 個人情報取扱担当者は緊急事案に対し、以下各号の観点で踏まえ必要な対応を検討する。

- ① 法人内における報告及び被害の拡大防止
代表理事に直ちに報告するとともに、緊急事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な対応を行う。
- ② 事実関係の調査及び原因の究明
緊急事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な対応を行う。
- ③ 影響範囲の特定
前2号で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。

- ④ 再発防止策の検討及び実施
前2号の結果を踏まえ、緊急事案の再発防止策の検討し、必要な対応を速やかに行う。
- ⑤ 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
緊急事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。
- ⑥ 事実関係及び再発防止策等の公表
緊急事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表の要否を検討し、必要に応じて公表する。

第3章 従業員の教育

第7条 個人情報取扱責任者は、個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に周知するとともに適切な教育を行う。

第4章 個人データの取扱い

(本規定に従った運用及び取扱状況の確認)

第8条 個人情報取扱責任者は、本規定に従って個人データが取り扱われていることを確認する。

(個人データを取り扱う区域の管理)

第9条 個人データを取り扱うことのできる従業員及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる。

(機器及び電子媒体等の取扱い)

第10条 個人データを取り扱う、電子媒体や書類等の盗難又は紛失等を防止するため、施錠可能な場所への保管等の措置を講ずる。

2 電子媒体へは個人データの記録を禁ずる。

3 個人データが記録された書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが漏えいしないよう安全な方策を講じる。

(廃棄等)

第 1 1 条 個人情報取扱責任者は、個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合には、確実に廃棄されたことを確認する。

(委託先の監督)

第 1 2 条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先を選定する際に、委託先が個人情報保護法に基づき法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることについて、あらかじめ確認する。

- 2 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合には、委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約を締結する。
- 3 個人データの取扱いの全部又は一部を委託した場合、委託先における個人データの取扱状況を把握する。
- 4 前各項に定める委託先が当該委託業務を再委託する場合（再委託先が更に再委託する場合も含み、以下本条において同じとする。）は、委託先を通じて再委託先についても適切に監督する。

(アクセス制御等)

第 1 3 条 従業者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

- 2 個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が、正当なアクセス権を有する者であることを、ユーザー ID、パスワード等により認証する。
- 3 個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入したうえで、自動更新機能等を活用し、ソフトウェアを最新状態に保つことなどにより、情報システムを外部からの不正アクセス等から保護する。
- 4 メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合には当該ファイルへのパスワードを設定するなど、情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用する。

(安全管理措置の見直し)

第 1 4 条 個人情報取扱責任者は、個人データの取扱状況について、定期的に点検する。

- 2 前項の点検の結果を踏まえ、安全管理措置の見直し及び改善に取り組む。

第5章 各管理段階における措置

第15条 別紙の様式により個人データを取り扱う事務の流れを整理し、管理段階ごとに、取扱方法、個人情報取扱責任者・担当者及びその任務等について、安全管理措置を織り込んだ事務マニュアルを定める。

附則

本規程は、令和2年12月1日から施行する。